

平成 27 年第 3 回（9 月）大磯町議会定例会

議 案 第 51 号 説 明 資 料

平成 27 年 9 月 1 日

大磯町個人情報保護条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	1
改正内容	1～5
参考資料	6～9
新旧対照表		
第 1 条関係	10～18
第 2 条関係	19～20
第 3 条関係	21～23

総 務 課

大磯町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」の施行に伴い、番号法第31条の規定に基づき、実施機関が保有する特定個人情報の適正な取扱いの確保等に関して必要な措置を講じるため、規定の改正を行うものです。

○ 改正内容

第1 番号法第31条の規定に基づく一部改正

1 趣旨

地方公共団体は、番号法第31条の規定に基づき、その保有する特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずることを求められており、このことを踏まえ、所要の改正を行うものです。

なお、番号法第9条第2項及び第18条第1号並びに第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の利活用（＝独自利用）のための措置等については、この改正では行いません。

2 内容

(1) 用語の定義の追加（第2条関係）

番号法における用語の定義を個人情報保護条例において位置付けるため、規定の追加を行います。

ア 特定個人情報

「番号法第2条第8項に規定する特定個人情報」と定義します。

イ 情報提供等記録

「番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報」と定義します。

(2) **情報提供等記録を除く特定個人情報の保護のための措置**（番号法第29条を踏まえた一部改正）

番号法第29条では、「情報提供等記録を除く特定個人情報の保護のための措置に関する内容」を定めており、この内容に即して所要の改正を行います。

ア 目的外利用の制限（第9条の2関係）

情報提供等記録を除く特定個人情報については、原則として目的外利用を認めないものとします。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、例外的に目的外利用を認めるものとします。

- ・ 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき。
- ・ 本人の同意があるとき、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるとき。

イ 提供の制限（第9条の3、第10条関係）

- ・ 情報提供等記録を除く特定個人情報については、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、外部への提供を禁止するものとします。
- ・ 現行条例において、オンライン結合については、一定の要件（＝公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき。）を満たさなければ認められていません。

情報提供ネットワークシステムによる情報提供等記録を除く特定個人情報の照会があった場合は、番号法第22条第1項の規定により当該情報提供等記録を除く特定個人情報を提供する義務が生じることを受け、番号法第19条の規定により提供を認められた情報提供等記録を除く特定個人情報については、オンライン結合に係る規制規定を適用除外とします。

ウ 開示・訂正・利用停止請求（第3章、旧第6章関係）

- ・ 従来から行政機関個人情報保護法で利用停止請求制度が設けられており、番号法で情報提供等記録を除く特定個人情報について当該制度の利用が認められていることを踏まえ、新たに利用停止請求権を設定し、情報提供等記録を除く特定個人情報について同様の取扱いがなされるようにします。
- ・ 既存の是正の申出制度（＝実施機関が行う自己の個人情報の取扱いが不適正であると認めたときに、取扱いの是正を申し出ることができる制度）については、

新たに設定する利用停止請求制度と内容が重複するため、これを廃止します。

- ・ 情報提供等記録を除く特定個人情報に係る開示・訂正・利用停止請求を本人に代わって行う者（＝代理人）を
 - ① 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - ② 本人の委任による代理人とします。

エ 他の法令による開示の実施との調整規定の適用除外（第28条関係）

情報提供等記録を除く特定個人情報については、他の法令により開示の実施について規定されている場合においても個人情報保護条例の規定が適用されるよう、他の法令による開示の実施との調整規定を適用除外とします。

(3) 情報提供等記録の保護のための措置（番号法第30条を踏まえた一部改正）

番号法第30条では、「情報提供等記録の保護のための措置に関する内容」を定めており、この内容に即して所要の改正を行います。

ア 目的外利用の禁止（第9条の2関係）

情報提供等記録については、目的外利用を認めないものとします。

イ 提供の制限（第9条の3関係）

- ・ 情報提供等記録については、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、外部への提供を禁止するものとします。
- ・ 番号法第19条の規定により提供を認められた情報提供等記録については、オンライン結合に係る規制規定を適用除外とします。

ウ 開示・訂正請求（第3章関係）

- ・ 利用停止請求権を認めないものとします。
- ・ 情報提供等記録に係る開示・訂正請求を本人に代わって行う者（＝代理人）を
 - ① 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - ② 本人の委任による代理人とします。

エ 他の法令による開示の実施との調整規定の適用除外（第28条関係）

情報提供等記録については、他の法令により開示の実施について規定されている場合においても個人情報保護条例の規定が適用されるよう、他の法令による開示の実施との調整規定を適用除外とします。

(4) 条例の対象に「個人情報に該当しない特定個人情報」を含めることについての措置（第1条、第3条～第5条、第11条、第12条、第29条～第32条関係）

現行条例では、個人情報は、「個人に関する情報（個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。」と定義されています。

対して、番号法第2条第8項に規定する特定個人情報には、現行条例上で個人情報の定義から除かれている情報（上記下線部）が含まれます。

現行条例において、単に「個人情報」と規定されている部分について、「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」と改めることにより、全ての特定個人情報をこの条例の対象に含めるようにします。（一部例外あり。）

第2 規定の整備（目次、第21条、第25条、第28条関係）

- ・ 大磯町公用文に関する規程等に基づき、用字及び用語の整理を行います。
- ・ 規定の追加及び削除に伴う所要の改正を行います。
- ・ 法律の改正に伴う条ずれへの対応を行います。
- ・ その他、規定の内容を変えない範囲内で表記の簡略化を図ります。

第3 施行日（附則関係）

番号法のスケジュールに対応し、内容によって施行日を分けています。

(1) 一部改正条例第1条：平成27年10月5日（番号法の施行の日）

■ 該当する主な事項

- ・ 特定個人情報の定義に関する規定
- ・ 特定個人情報の提供の制限に関する規定
- ・ 開示、訂正及び利用停止の請求に関する規定
- ・ 是正の申出制度の廃止に関する規定
- ・ 条例の対象に「個人情報に該当しない特定個人情報」を含めることについての措置に関する規定

- (2) 一部改正条例第2条：平成28年1月1日（番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日）

- 該当する主な事項
- ・ 特定個人情報の利用の制限に関する規定

- (3) 一部改正条例第3条：番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月頃の予定）

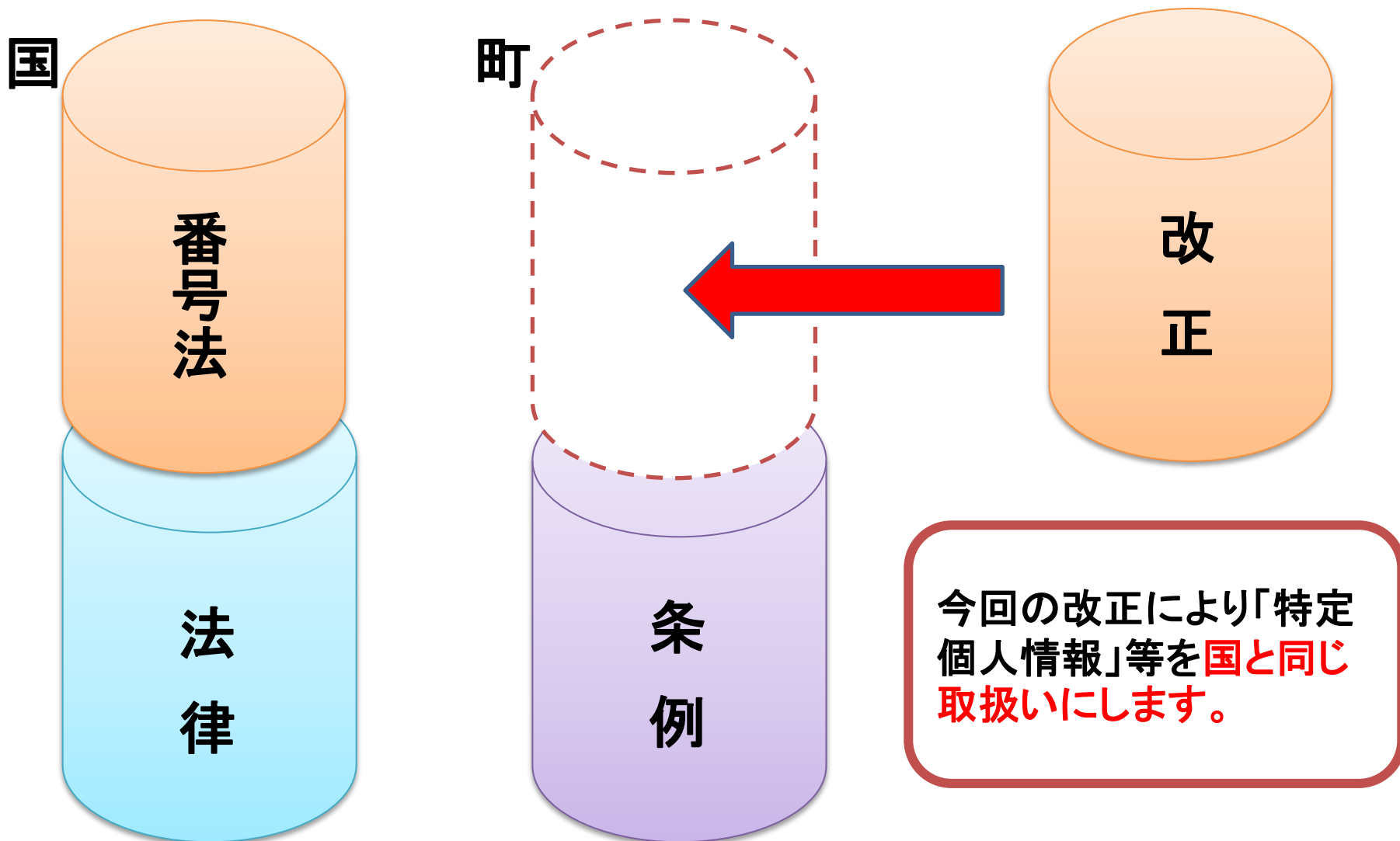
- 該当する主な事項
- ・ 情報提供等記録に関する規定

【参考】番号法スケジュール

- 平成27年10月5日
 - ・ 住民票を有する者に対する個人番号の通知（通知カードの交付）
 - ・ 個人番号カードの申請（任意）受付開始
- 平成28年1月1日
 - ・ 社会保障・税・災害対策に係る手続での個人番号の利用開始
 - ・ 申請者に対する個人番号カードの交付開始
- 平成29年1月頃
 - ・ マイナポータル（個人ごとのポータルサイト）の運用開始

大磯町個人情報保護条例改正の必要性

【イメージ】



特定個人情報・情報提供等記録について

【イメージ】

照会・提供によりAさんが同一人物であることがわかります。
(※2)

大磯町

Aさんの個人情報
12桁の個人番号(※1)

国や神奈川県

Aさんの個人情報
12桁の個人番号(※1)

※1 個人番号が含まれた個人情報のことを「特定個人情報」といいます。

※2 個人番号を用いて他の行政機関との個人情報のやり取りをした記録のことを「情報提供等記録」といいます。

個人情報と特定個人情報・情報提供等記録の取扱い比較 ①

項目	個人情報	特定個人情報	
		情報提供等記録を除く 番号法第29条	情報提供等記録 番号法第30条
目的外利用	<p>次の場合にのみできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法令等の規定に基づくとき ②本人の同意に基づくとき ③個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないとき ④出版、報道その他これらに類する行為により公にされたものから収集するとき ⑤審議会の意見を聴いた上で、必要があると認められたとき 	<p>次の場合にのみ可能とする。</p> <p>個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があるとき、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるとき</p>	<p>目的外利用は禁止</p>
提供	<p>上段と同じ場合にのみ提供できる。</p>	<p>番号法第19条各号により認められる場合にのみ提供できる。</p>	
オンライン結合	<p>公益上の必要がありかつ個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき</p>	<p>番号法第19条各号により認められる場合のみ</p>	

個人情報と特定個人情報・情報提供等記録の取扱い比較 ②

項目	個人情報	特定個人情報	
		情報提供等記録を除く 番号法第29条	情報提供等記録 番号法第30条
開示・訂正・ 利用停止請求	本人、法定代理人	本人、法定代理人、任意代理人	利用停止の請求はできない。
開示	他の法令による開示の実施を優先する。	他の法令により開示の実施について規定されている場合においても、個人情報保護条例の規定を適用する。	
訂正	提供先にも通知する。	総務大臣及び情報照会者及び情報提供者にも通知する。	
利用停止	条例の規定に反して個人情報が扱われていた場合 ⇒利用停止を請求できる。	利用停止の請求はできない。	

大磯町個人情報保護条例 新旧対照表 (第1条関係:平成27年10月5日時点)

改正案	現行
<p>目次 第1章・第2章 省略 第3章 開示、<u>訂正及び利用停止</u>の請求(第13条～<u>第24条の4</u>) 第4章・第5章 省略 <u>第6章 雑則(第28条～第34条)</u> 附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報<u>(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)</u>の保護が重要であることに鑑み、町の機関が保有する自己の個人情報の開示及び訂正を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 省略 <u>(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u> (実施機関等の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報<u>(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)</u>の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 2 省略 (事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報<u>(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)</u>の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、</p>	<p>目次 第1章・第2章 省略 第3章 開示<u>及び訂正</u>の請求(第13条～<u>第24条</u>) 第4章・第5章 省略 <u>第6章 是正の申出(第28条・第29条)</u> <u>第7章 雑則(第30条～第35条)</u> 附則 第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに<u>かんがみ</u>、町の機関が保有する自己の個人情報の開示及び訂正を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 省略 (実施機関等の責務) 第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。 2 省略 (事業者の責務) 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力するよう努めなければならない。</p>

改正案	現行
<p>個人情報の保護に関する町の施策に協力するよう努めなければならない。 (町民の役割)</p> <p>第5条 町民は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>第2章 実施機関の義務</p> <p>第6条～第8条 省略 (特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を収集したときの取扱目的の範囲を超えて当該個人情報を利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(4) 省略</p> <p>2 省略 (特定個人情報の提供の制限)</p> <p><u>第9条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。</u> (オンライン結合による提供)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 前2項の規定は、特定個人情報については適用しない。</u> (適正な管理)</p> <p>第11条 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 省略 (委託に伴う措置)</p> <p>第12条 実施機関は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)</p>	<p>(町民の役割)</p> <p>第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。</p> <p>第2章 実施機関の義務</p> <p>第6条～第8条 省略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて<u>当該実施機関内部若しくは実施機関相互において</u>当該個人情報を利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(オンライン結合による提供)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(適正な管理)</p> <p>第11条 実施機関は、取扱目的に必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び<u>き損</u>の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 省略 (委託に伴う措置)</p> <p>第12条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務若しくは事業の全部又は</p>

改正案	現行
<p><u>以下この条において同じ。）</u>の取扱いを伴う事務若しくは事業の全部又は一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。</p>	<p>一部を実施機関以外の者に委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。</p>
<p>第3章 開示、訂正及び利用停止の請求 (個人情報の開示を請求できる者)</p>	<p>第3章 開示及び訂正の請求 (個人情報の開示を請求できる者)</p>
<p>第13条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを<u>除き、個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この章(第18条及び第24条の2から第24条の4までの規定を除く。)</u>において同じ。)の開示(個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。</p>	<p>第13条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを<u>除く。以下同じ。)</u>の開示(個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。</p>
<p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた者の代理人(<u>特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。)</u>は、本人に代わって前項の<u>規定による</u>開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。</p>	<p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた者の代理人は、本人に代わって前項の開示の請求(以下「開示の請求」という。)をすることができる。</p>
<p>3 省略 (開示をしないことができる個人情報)</p>	<p>3 省略 (開示をしないことができる個人情報)</p>
<p>第14条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。</p>	<p>第14条 実施機関は、開示の請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。</p>
<p>(1) 開示の請求をした者(以下「開示請求者」という。)<u>(前条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示の請求をした場合にあつては、当該本人)</u>以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であつて、開示請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあるとき。</p>	<p>(1) 開示の請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であつて、開示請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあるとき。</p>
<p>(2)～(9) 省略</p>	<p>(2)～(9) 省略</p>
<p>第15条 省略 (開示の請求方法)</p>	<p>第15条 省略 (開示の請求方法)</p>
<p>第16条 省略</p>	<p>第16条 省略</p>
<p>2 開示の請求をしようとする者は、実施機関に対して当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る個人情報の本人であること又は<u>その代理人</u>であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを</p>	<p>2 開示の請求をしようとする者は、実施機関に対して当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る個人情報の本人であること又は<u>代理権を有する者</u>であることを確認するために必要な書類で実施機関が定める</p>

改正案	現行
<p>提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>第17条 省略 (開示の請求の特例)</p> <p>第18条 実施機関があらかじめ定めた個人情報 <u>(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)</u> については、第16条第1項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第19条 省略 (開示の方法)</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人 <u>(第13条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示の請求をした場合にあっては、当該開示に係る個人情報の本人の代理人)</u> であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。 (行政情報の閲覧の手数料等)</p> <p>第21条 前条第1項及び第2項 <u>の規定による</u> 開示に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第22条・第23条 省略 (訂正の請求に対する決定等)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>5 実施機関は、第2項の規定により個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</u> <u>(個人情報の利用停止を請求できる者)</u></p> <p><u>第24条の2 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停</u></p>	<p>ものを提出し、又は提示しなければならない。</p> <p>第17条 省略 (開示の請求の特例)</p> <p>第18条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第16条第1項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。</p> <p>2 省略</p> <p>第19条 省略 (開示の方法)</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。 (行政情報の閲覧の手数料等)</p> <p>第21条 前条第1項及び第2項 <u>に規定する方法により開示をするときは、当該</u> 開示に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 省略</p> <p>第22条・第23条 省略 (訂正の請求に対する決定等)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2～4 省略</p>

改正案

現行

止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して収集されたとき、第9条第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項、第9条の2又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

(3) 第11条第3項の規定に違反して保存されているとき 当該個人情報の消去

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止の請求」という。）について準用する。

（利用停止の請求方法）

第24条の3 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止の請求に係る個人情報の内容

(3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第2項の規定は、利用停止の請求について準用する。

（利用停止の請求に対する決定等）

第24条の4 実施機関は、前条第1項の規定による利用停止の請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止の請求があった日から起算して30日以内に、利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をする旨の決定（利用停止の請求に係る個人情報の一部の利用停止をすることとする場合の当該利用停止をする旨の決定を含む。以下同じ。）又は利用停止をしない旨の決定をしなければならない。

改正案	現行
<p><u>2 実施機関は、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をした上、当該利用停止の請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に利用停止の内容及び利用停止の理由を書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 実施機関は、第1項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、当該利用停止請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 第17条第3項及び第19条の規定は、利用停止の請求に対する決定について準用する。この場合において、第17条第3項中「第1項」とあるのは「第24条の4第1項」と、「開示の請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「30日」とあるのは「60日」と、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、第19条中「第17条第1項」とあるのは「第24条の4第1項」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p>第4章 不服申立て及び個人情報保護審査会 (不服申立てがあった場合の手続)</p>	<p>第4章 不服申立て及び個人情報保護審査会 (不服申立てがあった場合の手続)</p>
<p>第25条 実施機関は、第17条第1項、<u>第24条第1項</u>又は前条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく大磯町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。</p>	<p>第25条 実施機関は、第17条第1項又は前条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てを不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく大磯町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その議を経て、当該不服申立てについての裁決又は決定を行わなければならない。</p>
<p>第26条 省略 第5章 省略</p>	<p>第26条 省略 第5章 省略</p>
	<p><u>第6章 是正の申出</u> (自己の個人情報の取扱いの是正の申出)</p>
	<p><u>第28条 何人も、実施機関が行う自己の個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、当該個人情報の取扱いの是正（事実の誤りの訂正を除く。以下同じ。）を申し出ることができる。</u></p>
	<p><u>2 第13条第2項の規定は、前項の是正の申出（以下「是正の申出」という。）について準用する。</u></p>
	<p><u>3 是正の申出をしようとする者は、当該是正の申出に係る個人情報の取扱</u></p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>第6章 雑則</u> (他の制度等との調整)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章 雑則</u> (他の制度等との調整)</p>
<p><u>第28条</u> この条例は次に掲げる個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）については、適用しない。</p> <p>(1) <u>統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報、同法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報並びに同法第29条第1項の規定により行政機関（同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）が提供を受けた行政記録情報（同条第10項に規定する行政記録情報をいう。）に含まれる個人情報</u></p>	<p><u>第30条</u> この条例は次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) <u>統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報及び同法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報並びに統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴収によって得られた個人情報並びに神奈川県統計調査条例（昭和26年神奈川県条例第43号）第2条第1項に規定する統計調査によって集められた個人情報</u></p>

いを行っている実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
(2) 不適正であると認める個人情報の取扱い
(3) 求める是正の内容
(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

4 第16条第2項の規定は、是正の申出について準用する。
(是正の申出に対する処理)

第29条 実施機関は、前条の規定による是正の申出があったときは、速やかに当該是正の申出に係る個人情報の取扱いについて必要な調査を行うとともに、審議会の意見を聴いた上で当該是正の申出に対する処理を行い、是正の申出をした者にその内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、是正の申出をした者の同意があるときは、審議会の意見を聴かずに、前項の規定による処理及び通知を行うことができる。この場合において、実施機関は、通知を行った後、速やかに審議会に当該処理の経過を報告しなければならない。

3 実施機関は、第1項の処理の内容が審議会の意見と異なるときは、当該意見を付して当該是正の申出に係る処理の経過を公表しなければならない。

改正案	現行
<p>(2)・(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p><u>4 第24条の2から第26条までの規定は、他の法令等の規定により、個人情報の利用停止の手續が定められているときにおける個人情報の利用停止については、適用しない。</u></p> <p>(受託者等の責務)</p> <p><u>第29条</u> 実施機関から個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)を取り扱う事務を受託した者は、当該受託事務において、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(出資法人等の責務)</p> <p><u>第30条</u> 町が出資をしている法人及び団体は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の保護に関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(指定管理者の責務)</p> <p><u>第31条</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、同法第244条第1項の規定により設置された公の施設の管理を行うに当たり取り扱う個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)の保護に関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(国及び地方公共団体への要請)</p> <p><u>第32条</u> 町長は、個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。)の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対して、協力を求めるものとする。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p><u>第33条</u> 省略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第34条</u> 省略</p>	<p>(2)・(3) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(受託者等の責務)</p> <p><u>第31条</u> 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託した者は、当該受託事務において、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(出資法人等の責務)</p> <p><u>第32条</u> 町が出資をしている法人及び団体は、個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(指定管理者の責務)</p> <p><u>第32条の2</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、同法第244条第1項の規定により設置された公の施設の管理を行うに当たり取り扱う個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>(国及び地方公共団体への要請)</p> <p><u>第33条</u> 町長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対して、協力を求めるものとする。</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p><u>第34条</u> 省略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第35条</u> 省略</p>

改正案

現行

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日（平成27年10月5日）から、第2条の規定は番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から、第3条の規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の第6章の規定によりされている是正の申出に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

大磯町個人情報保護条例 新旧対照表 (第2条関係:平成28年1月1日時点)

改正案	現行
<p>目次 省略 第1章 省略 第2章 実施機関の義務 第6条～第9条 省略 <u>(特定個人情報の利用の制限)</u> <u>第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。</u> <u>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、本人の同意を得ることが困難であると認めた場合において特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りでない。</u> <u>3 実施機関は、第1項ただし書の規定により特定個人情報を特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために利用するときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</u> <u>4 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。</u> (特定個人情報の提供の制限) 第9条の3 省略 第10条～第12条 省略 第3章 開示、訂正及び利用停止の請求 第13条～第24条 省略 (個人情報の利用停止を請求できる者) 第24条の2 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停</p>	<p>目次 省略 第1章 省略 第2章 実施機関の義務 第6条～第9条 省略 (特定個人情報の提供の制限) 第9条の2 省略 第10条～第12条 省略 第3章 開示、訂正及び利用停止の請求 第13条～第24条 省略 (個人情報の利用停止を請求できる者) 第24条の2 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報(個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。)が次の各号のい</p>

改正案	現行
<p>止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して収集されたとき、第9条第1項若しくは第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第9条第1項、第9条の3又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第24条の3・第24条の4 省略</p> <p>第4章～第6章 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例中第1条及び次項の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日（平成27年10月5日）から、第2条の規定は番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から、第3条の規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u></p> <p><u>2 省略</u></p>	<p>止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項若しくは第2項の規定に違反して収集されたとき、第9条第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第9条第1項、第9条の2又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止</p> <p>(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第24条の3・第24条の4 省略</p> <p>第4章～第6章 省略</p>

大磯町個人情報保護条例 新旧対照表（第3条関係：番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日時点）

改正案	現行
<p>目次 省略 第1章 総則 第1条 省略 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） 省略 <u>（7） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</u> 第3条～第5条 省略 第2章 実施機関の義務 第6条～第9条 省略 （特定個人情報の利用の制限） 第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報<u>（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）</u>を自ら利用することができる。 2～4 省略 第9条の3～第12条 省略 第3章 開示、訂正及び利用停止の請求 第13条～第19条 省略 （開示の方法） 第20条 実施機関は、第17条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、次の各号に掲げる個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。ただし、個人情報が存在しないときは、開示請求者にその旨を書面により通知しなければならない。 （1） 行政情報のうち文書等に記録されている個人情報 当該文書等の閲覧<u>若しくは</u>写しの交付<u>又は当該個人情報に係る電磁的記録の種別、情報化</u></p>	<p>目次 省略 第1章 総則 第1条 省略 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（6） 省略 第3条～第5条 省略 第2章 実施機関の義務 第6条～第9条 省略 （特定個人情報の利用の制限） 第9条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。ただし、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。 2～4 省略 第9条の3～第12条 省略 第3章 開示、訂正及び利用停止の請求 第13条～第19条 省略 （開示の方法） 第20条 実施機関は、第17条第1項の規定により開示をする旨の決定をしたときは、次の各号に掲げる個人情報の区分ごとに、当該各号に定める方法により開示をするものとする。ただし、個人情報が存在しないときは、開示請求者にその旨を書面により通知しなければならない。 （1） 行政情報のうち文書等に記録されている個人情報 当該文書等の閲覧<u>又は</u>写しの交付</p>

改正案	現行
<p><u>の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人（第13条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示の請求をした場合にあつては、当該開示に係る個人情報の本人の代理人）であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。<u>ただし、実施機関が提示の必要がないと認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>第21条～第23条 省略 （訂正の請求に対する決定等）</p> <p>第24条 省略 2～4 省略</p> <p>5 実施機関は、第2項の規定により個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（<u>情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）</u>）に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p> <p>（個人情報の利用停止を請求できる者）</p> <p>第24条の2 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を<u>含む、情報提供等記録を除く</u>。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第24条の3・第24条の4 省略 第4章～第6章 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p>	<p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る個人情報の本人（第13条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示の請求をした場合にあつては、当該開示に係る個人情報の本人の代理人）であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。</p> <p>第21条～第23条 省略 （訂正の請求に対する決定等）</p> <p>第24条 省略 2～4 省略</p> <p>5 実施機関は、第2項の規定により個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その内容を書面により通知するものとする。</p> <p>（個人情報の利用停止を請求できる者）</p> <p>第24条の2 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を<u>含む</u>。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第24条の3・第24条の4 省略 第4章～第6章 省略</p>

改正案	現行
<p><u>1 この条例中第1条及び次項の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日（平成27年10月5日）から、第2条の規定は番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から、第3条の規定は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u></p> <p><u>2 省略</u></p>	